



STANDARD  
TOKYO

2022年5月17日

各位

上場会社名 株式会社テノックス  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 雅之  
(東証スタンダード・コード1905)  
問合せ先責任者 取締役管理本部長 坂口 卓也  
(TEL 03-3455-7758)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。(変更案第16条)

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。(変更案附則第2条)

(2) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、取締役会の決議があったものとみなすための規定を新設するものであります。(変更案第25条第2項)

(3) 附則条文について期限が到来したときに削除される旨の規定を設けるものであります。(変更案附則第1条第2項)

また、上記附則の新設に伴う条数の追加を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき取締役(その事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第46回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、その責任を免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> (現行どおり)</p> <p><u>2</u> 本条は、第46回定時株主総会終結の時から10年の経過をもって自動的に削除されるものとする。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後に自動的に削除されるものとする。</p>

以上